

改正 平成10年3月31日規則第24号 平成17年4月22日規則第64号
平成26年3月31日規則第9号

沖縄県福祉のまちづくり審議会規則をここに公布する。

沖縄県福祉のまちづくり審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県福祉のまちづくり条例（平成9年沖縄県条例第5号）第31条第6項の規定に基づき、沖縄県福祉のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 審議会に、その所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

追加〔平成17年規則64号〕

(関係者の出席)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

一部改正〔平成17年規則64号〕

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、子ども生活福祉部障害福祉課において処理する。

一部改正〔平成10年規則24号・17年64号・26年9号〕

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

一部改正〔平成17年規則64号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第24号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月22日規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第9号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。